

## 介護保険の認定のこと その①

今回は、いざ“介護保険を利用しなきゃ！”と思った時、どうしたらいいのかについてお話ししたいと思います。

介護保険を利用する時は“申請”を行います。旭川市の介護保険課に申請手続きをして、認定を受ける必要があります。その結果、要介護1～5、要支援1、2のいずれかの認定を受けると利用ができる、という仕組みです。認定後、新しい介護保険証が郵送で届きますので、その保険証に介護度の記載があるかどうかで認定結果を判断します。

この認定を受けるため、“主治医意見書”と“認定調査”の情報が求められます。

“主治医意見書”は、普段受診をしているかかりつけ医へお願いをして作成してもらいます。ご本人にどんな持病があって、生活上どんな支障が出ていて、どのような支援が必要か、等の情報が記載されます。申請手続きの時に、どちらの病院の何先生へお願いするか確認がありますので、申請手続きよりも先に、かかりつけ医へ意見書を作成してもらう必要があると思います。

また病院にもよりますが、申請手続きをした後には意見書作成のための受診をお願いされることがあります。定期的に受診されている方の場合、次の通院の時に聞き取りされるのが一般的です。

そして“認定調査”とは、旭川市から派遣される調査員がご本人に直接行う聞き取り調査のことです。調査員がご自宅を訪問し、日頃の生活の様子や、身体能力などについてご本人から聞き取りを行う他、実際に体の動きを確認することもあります。必要に応じて、追加でご家族などから聞き取りすることもあります。

これらの情報が集まったら、認定を決める手続きに入ります。いくつかの段階を経て、旭川市で“介護認定審査会”というものが行われ、認定が決まります。

この一連の手続きにかかる日数ですが、旭川市では概ね1か月半～2か月以内であることが多いです。どうでしょう、「結構かかるんだな」と思われた方が多いかもしれません。

実際、介護保険の制度上は申請から30日以内に認定結果を通知することになっていますので、通常よりも日数がかかっていることになります。また、そんなに時間がかかるなら『介護保険を使う予定はないけど、早めに申請だけしておいた方が良いかしら…？』と思われた方もいらっしゃるかもしれません。

こちらについては、また次回のコラムでお答えします。お楽しみに！

